

応急仮設住宅の運営について



釜石市復興推進本部生活支援室

仮設住宅の運営

当初 都市計画課が運営を担う

H23. 9. 14 仮設住宅運営センター設置(市民生活部)

- 業務・・・
- ①仮設住宅への入居の受付、決定
 - ②仮設住宅の有効活用と適切な空室管理
 - ③被災者を支援するNPO、ボランティアとの活動調整
 - ④仮設団地のコミュニティ形成(自治会設立支援)

H23. 10. 1 復興推進本部仮設住宅運営センター

H26. 4. 1 復興推進本部生活支援室となり現在に至る

現在は、上記業務の他に住宅再建補助金の申請受付、生活再建に係る相談に幅広く対応

釜石市内の仮設住宅の概況(平成30年5月31日現在)

設置戸数 43団地2,137戸

被災入居世帯 578世帯1,223人 入居率27.0%

高齢者(65歳以上) 383人 うち独居85人

高齢化率 31.3% 市全体38.3%

【ピーク時 H23.11】

設置戸数 66団地3,164戸

被災入居世帯 2,845世帯

入居率89.9%

自治会設立状況

既存町内会への編入も含めほとんどの仮設団地で自治会設立 設置率97%

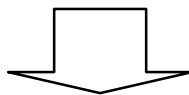
みなし仮設

市内 66世帯218人 市外 70世帯138人

【入居当初の課題】

1 《住宅環境・設備そのものの課題》

⇒狭い、カビ・結露、駐車場、ゴミの出し方、団地内舗装、外灯、冬場対策、冠水、動物(蟻・蜂・蛇・熊・ネズミ等)



対応/ハード整備については、国・県の追加工事、市の独自修繕で対応

例(断熱工事、二重サッシ、庇設置、風除室設置、畳設置、高齢者歩行用舗装、玄関スロープ、ファンヒーター配備、保温マット・結露防止フィルム等)

2 《仮設内の見守り・コミュニティ形成の必要性》

仮設入居にあたって⇒とにかく避難所から少しでも早く安らげる仮設住宅へ
地域性よりスピード優先、弱者優先、個別希望



被災地区バラバラ、生活習慣の違いによるトラブル(ゴミ出し、駐車等)、交流が無いことへの不安

見守り・ケア活動(当初)

◎釜石市/・8地区生活応援センターによる仮設団地住民の世帯票作成



入居者の構成、身体状況把握(サポート)
見守りスタッフの雇用(8人/日々の訪問活動)



必要に応じ、医療・介護・福祉につなぐ

- ・ 仮設談話室において健康相談・軽運動など
(健康維持、介護予防)
- ・ 自治会立ち上げ支援(コミュニティ形成、交流機会の
創出、生きがい、共助、自立、見守りも)

課題)全体的なマンパワー不足、応援センター職員の負担大

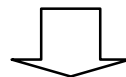
高齢者・障がい者の見守り、その他被災住民の心のケアの必要性が顕在化(アルコール依存、DV、虐待、自死、孤立死、迷惑行為など)

仮設運営センターは個別の苦情対応で手一杯

⇒@リアスNPOサポートセンターから大船渡・大槌の先行事例をもとに仮設団地
支援連絡員制度の提案



◎釜石市社会福祉協議会
(生活ご安心センター)
/生活支援相談員の配置(約30人)



仮設団地・みなし仮設・在宅被災者の
訪問活動、生活支援

お茶っこサロンの開催(閉じこもり防止、交流機会の創出)
青空市(物資配布)

民生委員活動→既存町内会、仮設団地、みなし仮設、在宅
被災者など地域で何らかのサポートを必要
としている方々の把握
総合的なつなぎ役

◎サポートセンター(平田・鵜住居・小川地区3箇所)

- ・ 地区管内の入居者でケアが必要な世帯の朝・夕の見守り活動
- ・ 談話室の解放、デイサービス
- ・ コミュニティ活動(自治会)との連携、自主イベント企画

◎支援団体(NPO・ボランティア)

各種物資支援

お茶っこサロン、各種講座(相談、ひきこもり防止など)

炊き出し

子どもの居場所づくり支援(学習含む)

大規模イベント

見守り体制の再構築

@リアスNPOサポートセンター
仮設団地支援連絡員の配置
(平成24年3月～)

役 割

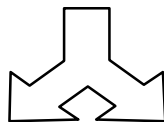
○見守り支援(毎日の巡回・声掛け、
目視安否確認)

※身体・心のケアが必要な住民への対応は専門部門へ
随時orエリアミーティングで情報共有

(応援C、生活支援相談員、支援連絡員による情報交換会)



保健師へ連絡



継続見守り

医療機関等へつなぐ

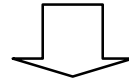
○元日を除いて毎日すべての仮設団地を巡回

○仮設団地自治会活動お手伝い

○住環境整備(清掃活動、雪かき、草とりなど)

○行政へのつなぎ(文書・物資配布、課題・苦情を行政へ伝達)

○談話室の管理(施錠・開錠、受付)



仮設団地支援連絡員の配置により
生活支援相談員・応援C見守りスタッフは

仮設住宅から緩やかに軸足をみなし仮設、在宅被災者、既存町内へシフト

課題 見守りを拒否する世帯への対応→声は掛けないが、郵便物、洗濯物などの外観確認を実施し異変を察知

※平成28年度からは恒久住宅への移行期の被災者を支援するため、復興公営住宅の訪問も週2回のペースで実施

行政と社会福祉協議会、NPO等の役割分担

1 見守り団体

実施主体・機関	具体的な取組内容
釜石市(生活支援室) 受託@リアスNPOサポートセンター	「仮設住宅支援連絡員事業」 当初は90人態勢（支援連絡員、本部） →H30年度は25人規模 業務内容は前掲
釜石市 [地域づくり推進課(生活 応援センター)、健康推 進課、高齢介護福祉課、 包括支援センター]	市内8地区の生活応援センター保健師や見守 りスタッフ(臨時職員8人→H30年度は5人) ・仮設住宅、みなし仮設、在宅被災者の訪問 活動を行い、サポートが必要な世帯把握、医 療機関、介護など専門部署での対応
民生児童委員(社会福祉 協議会)	地区見守り活動(既存町内会、仮設・みなし仮 設含)、地域内入居者把握、異変があった場合 の通報(市、警察、消防など)

生活ご安心センター(社会福祉協議会)	お茶っこサロンの開設、生活支援相談員による重点見守り世帯の訪問
サポートセンター(平田、鵜住居、小川地区 市→事業所が受託)	地区管内の仮設入居者でケアが必要な世帯の朝・夕の訪問、仮設団地内のコミュニティ支援など

2 連携会議の開催

エリアミーティング(市生活応援センター主催)

- 市生活応援センター圏域ごとに被災者について情報共有し、行政、市社協、NPO等それぞれの役割を確認

お茶っこサロン連絡協議会(市社会福祉協議会主催)

- 各支援団体による意見交換を行い、市内の仮設団地全体に支援が行き渡るよう調整

今後の被災者支援の重点事項

仮設住宅供与期限

5月～8月にかけて各仮設団地の入居期限を迎える

自力再建を目指しているが土地の引き渡しをまだ受けていないなどの特定の要件に該当する世帯は期限を延長できる(特定延長)

特定延長以外の世帯は期限内に再建先への移行が必要

家族構成の変化、体調悪化、経済面等の課題を抱え、当初目指した再建方法を断念する世帯への対応

仮設住宅未返還者への対応

脆弱化した仮設住宅自治会への支援(雪かき、草刈り等)

復興公営住宅 等再建 先での コミュニ ティ 支援

仮設住宅で自治会活動に取り組んだ方々が復興公営住宅でもキーパーソンとして活躍
仮設住宅での活動が自信となっている

中間支援団体の重要性を認識 市社協やNPO等支援団体が住民と行政の間に入って取り組んでいることが、復興公営住宅の自治会立ち上げ時も機能

市内8地区の生活応援センターを中心とした既存自治会の再構築 自力再建者との交流